大津市情報公開・個人情報保護審査会答申

(諮 問 第 4 号)

平成 20 年 8 月 18 日

大津市情報公開·個人情報保護審査会

答申

第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)の行った公文書部分公開決定に係る非公開部分のうち、 別表1の非公開部分を除き、公開することが妥当であり、別表2の有意な情報はないと全部非公 開とした公文書についても部分公開すべきである。

第2 異議申立ての経過

1 公開請求

平成19年9月4日、異議申立人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の 規定により、実施機関に対し、「国土交通省による耐震サンプル調査に関する書類一式及び国 土交通省による事務連絡、その他書類一切」に係る公文書の公開を請求した。

2 実施機関の決定

平成19年10月16日、実施機関は、本件請求に対応する公文書として、「国土交通省による耐震性のサンプル調査に係る文書一式及び国土交通省による事務連絡、その他書類一式」(以下「本件公文書」という。)を特定の上、「個人の氏名その他特定の個人が識別できる情報、構造設計再計算書の結果データ部分、再計算報告書のデータ部分、構造再計算書の全部及び国又は県からの通知文のうち他の地方公共団体が実施している事業の情報を除く部分(以下「本件非公開部分」という。)を非公開とするとの部分公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、公開しない理由を次のとおり付して異議申立人に通知した。

(1) 条例第7条第1号に該当する。

本件公文書の個人の氏名その他特定の個人が識別できる情報、構造設計再計算書の結果データ部分、再計算報告書のデータ部分、構造再計算書の全部については、特定の個人を識別できるため。又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

(2) 条例第7条第6号アに該当する。

本件公文書の構造設計再計算書の結果データ部分、再計算報告書のデータ部分、構造再計算書の全部及び国又は県からの通知文のうち他の地方公共団体が実施している事業の情報については、市又は国、その他の地方公共団体が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、サンプル調査という事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 異議申立て

平成19年12月11日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定

により、実施機関に異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

実施機関の本件処分についての処分を取消し、公開の決定を求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張は、異議申立書及び意見書の記載内容、並びに異議申立人の意見陳述によれば、概ね次のとおりである。

- 1 実施機関が、情報公開条例第7条第1項第1号(個人に関する情報)及び同条第1項第6号(市または国、その他の地方公共団体が行う事務または事業に関する情報)の規定に該当するとして、部分公開決定処分としながら、国土交通省が実施した耐震性サンプル調査に関する報告書関係の構造再計算書関係(以下、「再計算書関係」という。)、及び実施機関が建築基準法12条第5項に基づき指定確認検査機関に対して報告を求めたことによる回答、再計算書関係の結果を検証するために行った構造計算書、報告書関係(以下、「検証計算書関係」という。)に関する公文書を全部非公開としたことについての主張は、以下のとおりである。
 - (1) 本件決定は部分公開決定でありながら、再計算書関係が全部非公開であることからすれば、本件処分の理由に部分公開をしたことの記載はあっても、全部非公開にした理由は本件決定通知書に記載されていないから、本件処分は条例第11条第3項「公開しない理由を併せて記載しなければならない」に違反しており、実施機関の主張は失当である。
 - (2) 異議申立人は当該マンションの隣接者であることから、申立人らの生命、生活、財産を保全するためには、当該マンションが建築基準法に違反しているかどうかの事実を立証することが必要不可欠ある。よって、再計算書関係、検証計算書関係等の公文書は「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、当該マンション住民、及び近隣住民に対しても同様の理由により公開されるべき情報であることから、実施機関が本件条例に基づき決定した処分は違法、不当である。
 - (3) 実施機関は、再計算書関係のデータ部分等にマスキングをすると有意な情報がないとして全部非公開としているが、例えば、ページ番号だけを採ってみても構造計算書は一連の計算の積上げで構成されているものであるから、その積上げを表すページ番号は一連の計算過程を表すものであって、どこのページでどの様な内容の計算が行われているのか等の特定や証明をするための有意な情報であるにもかかわらず、「有意な情報が記録されていないと認められるとき」に該当すると恣意的判断をしたことは、実施機関の裁量権の濫用であり、条例8条1項の規定に違反している。
 - (4) 本件条例に規定する「非公開情報」とは、第7条第1号に規定するとおり、「個人に関する情

報」をいうのであって、再計算書関係、検証計算書関係の構造計算書等は、これらを以って直ちに個人を特定できるものではないことから、これは非公開情報ではなく、実施機関は個人を特定できる部分を除き、その他の部分は公開されて然るべきである。これらについて公開しなかった実施機関は、公文書の公開義務に違反している。

また、構造計算書は、「一連の数式」から構成されているのであれば、この数式は非公開情報ではない。この数式には本件条例に規定する非公開情報が具体的に表されていない。

(5) 再計算書関係、検証計算書関係の公文書に関し、実施機関が非公開理由とした条例7条1号、6号における「おそれ」とは、単なる確率的な可能性でなく、法的保護に値する程度の蓋然性が具体的に予想される場合に限られていると解されるものであって、再計算書関係、検証計算書関係の構造計算書等を公開することが、実施機関のいう「公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため」及び「当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するとした判断は、具体的、かつ合理的理由、根拠を欠いた抽象的、かつ恣意的判断を基に非公開にしていることは違法である。

また、非公開により保護される具体的利益に関して「公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため」とは、具体的に誰のどの様な権利利益をいうのかが明らかでなく、仮に、ここでいう「個人」が、当該建築物の居住者、または、所有者らをさすものであるとすると、「公にすることにより」なぜ、居住者、所有者が権利利益を害されるのかが判然としない。どのような権利利益を害するのかという合理的理由、根拠に欠けており、具体的理由が全く意味不明である。よって、このような、抽象的、かつ恣意的判断を基に正当な理由なく非公開にしたことは明らかに違法である。

(6) 理由説明書において、公開することによって、風評被害を引き起こしマンションの売買などに影響を及ぼすことから「本件マンションの所有者の権利利益を害するおそれが十分ある」という場合とは、当該マンションの耐震規定の関係について建築基準法の規定に違反している場合であって、仮に、当該マンションが建築基準法第20条構造耐力に関する規定に適合していれば、再計算書関係、及び検証計算書関係が公開されたとしても何ら、当該マンションの所有者の権利利益を害することはない。

また、適合しているのであれば、同法に適合していることを明らかにすればよいのであって、 実施機関のいう「風評被害」とは、本件の場合であれば、建築基準法の規定に「適法か、違法 か」ということについて、その真実が定かでなく、疑義があるような場合に、その真実が定かでな いことが原因で「風評」が起こり得るのであるから、この「風評」による「被害」を理由に非公開に するというのは、建築基準法第20条構造耐力に関する規定に違反していると解するのが妥当 である。

2 異議申立人は、「国土交通省による耐震サンプル調査に関する書類一式及び国土交通省による事務連絡、その他書類一切」として関係文書の一式(全部)を公文書公開請求したが、実施機関は検証計算書関係は本件の公開請求に含まれていないと判断している。しかし、再計算書関係

に関して建築基準法第12条第5項に基づき報告を求めた事実経緯からしても、検証計算書関係 は本件請求に関係する文書に含まれることは、容易に判断できるものである。

また、実施機関は検証計算書関係の公文書を特定して記載していなかったというが、本件条例第25条に関する適切な措置が講じられていなければ、異議申立人にしてみれば、請求時に関係する公文書がどのようなものがどの程度あるか等は判るはずもなく、そういうことから関係する公文書に漏れがないよう最後に「その他書類一切」と記載している。こうしたことから、本件請求に含まれていないとの判断は、客観的、合理的理由、根拠を欠いた恣意的判断であり、当該公文書を非公開にしたことは違法不当である。

3 実施機関は、「サンプル調査は、調査を受けた事実及びその調査結果を第三者に公開しないことを条件に調査対象物件の所有者の同意を得て行ったものであり、その条件に反して公開すれば・・・」というが、平成19年6月13日の説明会実施数週間後、報道機関に対して、当該マンション名をマスキングしないまま公然と当該マンションを特定できる状態で公文書を公開している事実がある。この事実が証明するとおり、実施機関が「その条件に反して公開すれば調査協力者の信頼を裏切ることとなり、・・・」という主張は、信義則違反の違法、不当行為に立脚されたものであるから、判断するまでもなく全て失当である。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、非公開理由説明書及び実施機関からの事情を聴取した結果、概ね次のとおりである。

1 条例第7条第1号に該当することについて

本件公文書は、国土交通省が既存分譲マンション等耐震性のサンプル調査を全国で400箇所を実施したもののうち、1件(大津市分)の調査結果である。

大津市が抽出した本件マンションは分譲であったため、管理組合に対して調査を実施する旨の依頼をし、管理組合を通じて本件マンションの所有者の承諾を得たうえでサンプル調査を実施したものである。

国土交通省の指示により、調査結果の公表については、調査対象になったマンションの所有者及び住民には当該マンションの調査の結果を報告するが、マスコミなどの第三者に対しては全国集計の概要の公表にとどめ、調査物件が特定できるような情報は公開しないこととなっている。このことから本件マンションの管理組合に対してもサンプル調査の結果については、第三者には全国の集計結果を公表するのみと伝え、そのことを条件に調査承諾を得ている。

異議申立人が公開を求める既存分譲マンション等耐震性のサンプル調査の結果報告書は、耐震偽装に関する昨今の状況を鑑みれば、サンプル調査を受けた事実及びその調査結果が風評被害を引き起こしマンションの売買などに影響を及ぼすことが容易に推測されることから、公にすることにより、本件マンションの所有者の権利利益を害するおそれが十分あると判断し、様式のみを公開し、その他は公開できないとした。異議申立人が公開請求しているサンプル調査の結果の元になる構造計算書については、一連の数式による計算結果の積上げで構成されており非公

開情報を含む部分を特定して除くことができない性質のものであることから全部非公開とした。また、ページ番号のみを部分公開してはどうかという意見もあったが、ページ番号だけでは有意の情報が記録されているとはいえないことから、条例第8条第1項の規定により構造計算書一式を非公開とした。

2 条例第7条第6号アに該当することについて

サンプル調査は、調査を受けた事実及びその調査結果を第三者に公開しないことを条件に調査対象物件の所有者の同意を得て行ったものであり、その条件に反して公開すれば調査協力者の信頼を裏切ることとなり、対象物件に対する更なる調査に対する協力が得られなくなるほか、秘密が必ずしも守られるわけではないということになれば他の物件に対する同種の調査への協力にも影響を与えることが想定され、建築物の安全性に関する調査の事務において正確な事実の把握を困難にし、その対策にも支障を及ぼすと判断した。

3 再計算書関係、検証計算書関係の文書を非公開とした理由について

公文書部分公開決定通知書に記載されている。検証計算書関係の報告を求めた回答、結果を検証するために行った構造計算書、報告書関係については、本件公開請求の対象と判断していなかったため、理由の記載はない。

4 有意な情報について

再計算書から非開示情報を除いた部分には項目番号や文書のページ番号しか残らず、有意な情報が含まれていないのは客観的に明らかであることから、条例第8条第1項の規定により構造計算書一式を非公開とした。

5 検証計算書関係の文書について

特定する部分には、「国土交通省による」という文言が付されており、列挙された文書及び「その他書類一式」の中に大津市が建築基準法に基づき報告を求めたものである当該公文書が含まれているとは判断できない。

6 部分非公開の理由とした「おそれ」について

耐震偽装に関する昨今の状況に照らせば、本件マンションがサンプル調査の対象となっている事実及びその調査結果を公表することが、マンションの市場価格の下落等の風評被害を引き起こし、所有者の財産権が侵害されるというおそれには「法的保護に値する程度の蓋然性」があり、また、サンプル調査は調査を受けた事実及びその調査結果を第三者に公開しないことを条件に調査対象物件の所有者の同意を得て行ったものであり、その条件に反して公開すれば調査協力者の信頼を裏切ることとなり、対象物件に対する更なる調査に対する協力が得られなくなるほか、秘密が必ずしも守られるわけではないということになれば、他の物件に対する同種の調査への協力にも影響を与えることが想定され、建築物の安全性に関する調査の事務において正確な事実の把握を困難にし、その対策にも支障を及ぼすおそれがあり、この「おそれ」も「法的保護に

値する程度の蓋然性」を有するものである。

7 非公開情報について

条例7条第1号には「特定の個人を識別することはできいが、公にすることにより、なお個人の 権利利益を害するおそれがあるもの」が非公開情報として規定されており、個人が特定できる情報でないからといって非公開情報に当たらないとはいえない。

第6 当審査会の判断理由

1 本件異議申立ての対象となっている公文書

本件異議申立ての対象となっている公文書は、「国土交通省による耐震性のサンプル調査に係る文書一式及び国土交通省による事務連絡、その他書類一式」に係る公文書であり、その具体的な内容は以下のとおりである。

耐震レビュー結果報告 再計算書チェックシート 構造設計再計算報告書 実地調査チェックシート

実地調査報告書

建築物の構造に関するサンプル調査報告業務

- ·構造再計算書
- ・入力データ
- ·再計算書出力

サンプル調査結果検証報告依頼

サンプル調査結果検証報告

管理組合への検証報告

サンプル調査管理組合依頼

サンプル調査同意書・借用書

サンプル調査結果検証追加報告

サンプル調査結果質問の回答

サンプル調査結果再質問の回答

情報公開請求取扱いについての起案

サンプル調査の国・県関係通知文

(以下、これらの公文書を、例えば「本件公文書」という。)

2 有意の情報の判断について

実施機関は、再計算書関係、検証計算書関係の本件公文書 ~ をマスキングすると公開したとしても異議申立人に有意な情報はないと主張しているが、なお有意な情報が記載されているか否かについて、請求者と見解が異なる場合があり得る。有意な情報かどうか

は本来的には請求人が判断すべきことと考えられることから、本件処分については有意の情報が記載されていないと明確には判断されないので、情報公開条例第8条第1項ただし書の解釈に当たっては同条例第7条の趣旨を踏まえ、本件公文書は取り外すことなく全部について部分公開とすべきである。

3 条例第7条第1号の該当性について

(1) 条例第7条第1号本文では、「個人情報に関する情報・・・であって、特定の個人を 識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別するこ とができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公 にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については、公 開しないことができると規定している。

また、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文で規定する公開しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

- (2) 実施機関は、耐震偽装に関する昨今の状況を鑑みれば、サンプル調査を受けた事実及びその調査結果が風評被害を引き起こしマンションの売買などに影響を及ぼすことが容易に推測されることから、公にすることにより、本件マンションの所有者の権利利益を害するおそれが十分あるということから、本号本文に該当し、非公開としたとしている。
- (3) 本件公文書の保有水平耐力比の数値などは、既存建築物の建築確認変更図を基に、改めて構造計算した一連の計算の記録であるから、構造計算時に作成される一般的な構造計算書とは異なるものではあるが、区分所有者の財産に関する情報という点では同じであり、個人に関する情報であると解される。
- (4) 実施機関が国土交通省の依頼を受けて行った既存分譲マンション等耐震性のサンプル調査の結果の公表については、国土交通省の指示により、調査対象になったマンションの所有者及び住民には本件マンションの調査結果を報告するが、マスコミなどの第三者に対しては全国集計の概要の公表にとどめ、調査物件が特定できるような情報は公開しないこととなっていることから、本件マンションの管理組合に対しても第三者には全国の集計結果を公表するのみと伝え、そのことを条件に調査承諾を得ているものである。

しかし、昨今、新たな耐震強度偽装事件が相次いで発覚するなど、更なる人々の不安を招くところになっており、強い社会的要請に応えて社会不安を少しでも払拭するためにも、行政としての説明責任を果たす意味においても、可能な限り公にされるべきものと判

断される。

(5) 前記で述べたことを考慮すると別表の非公開部分以外は、いずれも、それだけでは特定の個人を識別することができる情報ではないことから、別表の非公開部分を除いて、これを公にしても「個人の権利利益を害するおそれ」があるとは認められないので、別表の非公開部分を除き、公開すべきと判断する。また、実施機関が有意な情報はないと判断し全部が公開されていない本件公文書 ~ についても、上記と同様である。

なお、別表の非公開部分の判別については、専門的な知識を有する機関に委ね、更に当審査会で審査した結果である。

(6) 次に、本号ただし書ウの規定、公務員の職務の遂行に関する情報については、特定の公務員を識別し得る情報として個人に関する情報に該当するものであるが、市民に説明する責務を全うするという観点から、公務員の職及び当該職務の遂行の内容に係る情報については同号本文に該当する場合であっても、公開しようとするものである。公務員等の氏名は、職務遂行に係る情報として記録されることが多いものであるが、公務員等の私生活における個人識別のための基本情報としての性格も有しており、公開した場合に公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置づけた上で、本号ただし書アに該当する場合には例外的に公開することとされている。本号ただし書アに規定する「慣行として公にされ」ているかどうかの判断は、大津市では従来から職員録等に職名及び氏名が登載されていることを基準として行っているが、既存分譲マンション等サンプル調査を担当する各地方公共団体において、情報公開制度における職務遂行に係る公務員等の氏名の取扱い基準については把握できず、一般に公にすべき慣行が存在していると解することができない。

したがって、大津市を除く同サンプル調査を担当する各地方公共団体の職員の氏名については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえず、本号ただし書の規定に該当せず、本号本文に規定する条例上保護すべき個人情報に該当する。

4 条例第7条第6号アの該当性について

- (1) 条例第7条第6号では、「市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立 行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる おそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼ すおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは微収に係 る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容 易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」のある情報については、公開しないこ とができると規定している。
- (2) 実施機関は、本件公文書に記録されているサンプル調査等の情報について、調査を受

けた事実及びその調査結果を第三者に公開しないことを条件に調査対象物件の所有者の同意を得て行ったものであり、その条件に反して公開することにより、調査協力者の信頼を裏切ると共に調査の事務において正確な事実の把握を困難にし、その対策にも支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当するとして本件公文書の一部を非公開としているが、調査物件が特定される情報等を公開しないのであるから、事務に支障を及ぼすおそれはないと判断する。

第7 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

第8 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容		
平成19年12月26日	諮問書の受理		
平成20年 2月13日	異議申立の内容説明、異議申立の争点の確認		
	審議		
平成20年 3月17日	異議申立人の意見陳述		
	実施機関からの事情聴取		
	審議		
平成20年 4月18日	審議		
平成20年 6月13日	審議		
平成20年 8月18日	答申		

【別表1】

公文書の種類	事 項	非公開とすべき部分
本件公文書 ~	個人・法人等に関する情報 区分所有者の財産に関する情報 建築物が特定される情報	個人の氏名、住所 マンション名及び所在地、 建物概要(階数・最高高さ・延べ面積・用途・住宅戸数、設計・竣工年) 法人等の情報(建築基準法上の建築主・住宅売主・設計者 及び登録番号・構造計算を行った設計者・施工者・工事監 理者・建築確認を行った機関・調査実施会社) 確認・検査済証番号及び交付年月日
		符号、記号、配置図、建物全景写真、平面図、立面図断面図、各伏図、各軸組図、部材別種別図、部材応力図接合部設計(符号·部材名)

	雑壁データ(階·X通·Y通·名称)
	節点変位·節点反力表(節点)
	構造計算書データ部分
	添付記録写真(階·位置·供試体番号)
	階数が表示され階数が判明する表及び記号等
	│ │配筋調査(記号·方角)
	 試験(·位置·採取後·復旧後)
	引受番号、問合せ番号
公共の安全と秩序	印影
の維持に支障を及	
ぼす情報	

【別表2】

公文書の種類	実施機関が異議申立人に有意な情報はないとした公文書	
再計算書関係、検証計算書	耐震レビュー結果報告	
関係本件公文書	再計算書チェックシート	
	構造設計再計算報告書	
	実地調査チェックシート	
	実地調査報告書	
	建築物の構造に関するサンプル調査報告業務	
	·構造再計算書	
	・入力データ	
	·再計算書出力	
	サンプル調査結果検証報告依頼	
	サンプル調査結果検証報告	
	管理組合への検証報告	